

令和四年政令第二百九号

労働者協同組合法施行令

内閣は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第五條第一項、第七條第二項、第三十二條第五項、第三十八條第三項（同法第百十八條第一項において準用する場合を含む。）、第四十條第六項及び第四十五條第九項（これらの規定を同法第九十四條第二項（同法第百二十三條において準用する場合を含む。）及び第百十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十條（同法第百十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十三條第四項及び第七項（これらの規定を同法第百十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條第四項、第五十七條第二項、第九十四條（同法第百二十三條において準用する場合を含む。）並びに第九十八條第一項並びに附則第八條第一項及び第十五條第一項（同法附則第十九條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働者協同組合が行うことができない事業）

第一條 労働者協同組合法（以下「法」という。）第七條第二項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二條第三号に掲げる労働者派遣事業とする。

（組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲）

第二條 法第三十二條第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

3 組合の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二條第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

（組合等の理事及び監事について準用する会社法の規定の読替え）

第三條 法第三十八條第三項の規定により組合の理事及び監事について会社法（平成十七年法律

第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: Original text, Replacement text, and two columns for specific references (e.g., Article 338, 339, 340).

2 前項の規定は、法第百十八條第一項において準用する法第三十八條第三項の規定により労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の理事及び監事について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項の表第百八十一條第二項の項中「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同表第百八十一條第三項の項中「監査会設置組合以外の組合の子会社（労働者協同組合法第三十二條第五項第二号に規定する子会社）」とあるのは「連合会」と、同表第百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第百八十六條第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法」とあるのは「労働者協同組合法第百十八條第一項において準用する同法」と、「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同項において準用する同法」と読み替えるものとする。

Table with 4 columns: Original text, Replacement text, and two columns for specific references (e.g., Article 338, 339, 340).

各取締役及び各監査役（同じ。）にあっては、各監査員（同法第五十四條第二項に規定する監査員をいう。次項において同じ。）

（役員等の組合等に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え）

第五條 法第四十五條第九項の規定により役員等の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: Original text, Replacement text, and two columns for specific references (e.g., Article 420, 421, 422).

		非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事
第四百二十	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十一	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十二	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十三	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十四	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十五	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十六	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十七	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十八	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百二十九	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十一	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十二	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十三	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十四	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十五	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十六	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十七	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十八	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百三十九	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十一	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十二	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十三	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十四	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十五	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十六	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十七	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十八	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百四十九	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	
第四百五十	非業務執行取締役等 監事	非業務執行取締役等 監事	

部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「労働者協同組合法第四十五條第四項(同法第十八條第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

**第七條** 法第五十三條第四項及び第七項(これらの規定を法第十八條第二項において準用する場合を含む。）」に規定する事項を電磁的方法(法第十一條第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）」により提供しようとする者(次項において「提供者」という。))は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

**2** 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(監査会について準用する会社法の規定の読替え)

**第八條** 法第五十四條第四項の規定により監査会について会社法の規定を準用する場合においては、同法第三百八十一條第三項中「子会社」とあるのは、「子会社(労働者協同組合法第三十二條第五項第二号に規定する子会社をいう。）」と読み替えるものとする。

(監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

**第九條** 法第五十七條第二項の規定により法第五十六條第四項に規定する監査会設置組合と理事との間の訴えについて会社法の規定を準用する場合においては、同法第三百五十三條中「第三百四十九條第四項」とあるのは、「労働者協同組合法第四十二條第二項」と読み替えるものとする。

(組合等の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え)

**第十條** 法第九十四條第一項の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		読み替える会社法の規定	読み替えられる会社法の規定
第四百七十八	前項	第四百七十八條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百七十九	前項	第四百七十九條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十	前項	第四百八十條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十一	前項	第四百八十一條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十二	前項	第四百八十二條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十三	前項	第四百八十三條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十四	前項	第四百八十四條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十五	前項	第四百八十五條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十六	前項	第四百八十六條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十七	前項	第四百八十七條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十八	前項	第四百八十八條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百八十九	前項	第四百八十九條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十	前項	第四百九十條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十一	前項	第四百九十一條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十二	前項	第四百九十二條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十三	前項	第四百九十三條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十四	前項	第四百九十四條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十五	前項	第四百九十五條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十六	前項	第四百九十六條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十七	前項	第四百九十七條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十八	前項	第四百九十八條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第四百九十九	前項	第四百九十九條第一項	労働者協同組合法第九十三條
第五百	前項	第五百條第一項	労働者協同組合法第九十三條

清算人会の招集について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の表第三百六十八條第一項の項中「各理事」とあるのは「各清算人」と、同表第三百六十八條第二項の項中「理事」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

**4** 第五條第一項の規定は、法第九十四條第二項(法第二百二十三條において準用する場合を含む。))において準用する法第四十五條第九項の規定により清算人の同條第一項の責任について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五條第一項の表第四百二十六條第一項の項から第四百二十七條第一項の項まで、第四百二十七條第三項の項及び第四百二十七條第四項第一号の項から第四百二十七條第五項の項までの規定中「労働者協同組合法」とあるのは「労働者協同組合法第九十四條第二項(同法第二百二十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法」と、同表第四百二十七條第一項の項、第四百二十七條第二項の項、第四百二十七條第三項の項、第四百二十七條第四項第三号の項及び第四百二十七條第五項の項中「監事」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

**5** 法第九十四條第二項(法第五十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定

読み替えられる会社法の規定

第三百五十五條(監査役監事(監査会設置組合第十七條第設置会社にあ(労働者協同組合法第五十七條(監査役)については、監査十六條第四項に規定する監査会設置組合をいう。))にあっては、監査会委員(同法第五十四條第二項に規定する監査会委員をいう。))

第三百八十八條(監査役設置組合)

第三百八十九條(監査役設置組合)

第三百九十條(監査役設置組合)

第十五条第一項  
第三百八十一條第三項、第四百二十九條第四項、第四百三十條第二項、第四百三十一條、第四百三十二條、第四百三十三條、第四百三十四條、第四百三十五條、第四百三十六條、第四百三十七條、第四百三十八條、第四百三十九條、第四百四十條、第四百四十一條、第四百四十二條、第四百四十三條、第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九條、第四百五十條、第四百五十一條、第四百五十二條、第四百五十三條、第四百五十四條、第四百五十五條、第四百五十六條、第四百五十七條、第四百五十八條、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十六條、第四百六十七條、第四百六十八條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百七十一條、第四百七十二條、第四百七十三條、第四百七十四條、第四百七十五條、第四百七十六條、第四百七十七條、第四百七十八條、第四百七十九條、第四百八十條、第四百八十一條、第四百八十二條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十六條、第四百八十七條、第四百八十八條、第四百八十九條、第四百九十條、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十三條、第四百九十四條、第四百九十五條、第四百九十六條、第四百九十七條、第四百九十八條、第四百九十九條、第五百條。

第三百八十二條  
第三百八十三條、第三百八十四條、第三百八十五條、第三百八十六條、第三百八十七條、第三百八十八條、第三百八十九條、第三百九十條、第三百九十一條、第三百九十二條、第三百九十三條、第三百九十四條、第三百九十五條、第三百九十六條、第三百九十七條、第三百九十八條、第三百九十九條、第四百條。

第四百零一條  
第四百零二條、第四百零三條、第四百零四條、第四百零五條、第四百零六條、第四百零七條、第四百零八條、第四百零九條、第四百一〇條、第四百一一條、第四百一二條、第四百一三條、第四百一四條、第四百一五條、第四百一六條、第四百一七條、第四百一八條、第四百一九條、第四百二〇條、第四百二一條、第四百二二條、第四百二三條、第四百二四條、第四百二五條、第四百二六條、第四百二七條、第四百二八條、第四百二九條、第四百三〇條、第四百三一條、第四百三二條、第四百三三條、第四百三四條、第四百三五條、第四百三六條、第四百三七條、第四百三八條、第四百三九條、第四百四〇條、第四百四一條、第四百四二條、第四百四三條、第四百四四條、第四百四五條、第四百四六條、第四百四七條、第四百四八條、第四百四九條、第四百五〇條、第四百五一條、第四百五二條、第四百五三條、第四百五四條、第四百五五條、第四百五六條、第四百五七條、第四百五八條、第四百五九條、第四百六〇條、第四百六一條、第四百六二條、第四百六三條、第四百六四條、第四百六五條、第四百六六條、第四百六七條、第四百六八條、第四百六九條、第四百七〇條、第四百七一條、第四百七二條、第四百七三條、第四百七四條、第四百七五條、第四百七六條、第四百七七條、第四百七八條、第四百七九條、第四百八〇條、第四百八一條、第四百八二條、第四百八三條、第四百八四條、第四百八五條、第四百八六條、第四百八七條、第四百八八條、第四百八九條、第四百九〇條、第四百九一條、第四百九二條、第四百九三條、第四百九四條、第四百九五條、第四百九六條、第四百九七條、第四百九八條、第四百九九條、第五百條。

第五百零一條  
第五百零二條、第五百零三條、第五百零四條、第五百零五條、第五百零六條、第五百零七條、第五百零八條、第五百零九條、第五百一〇條、第五百一一條、第五百一二條、第五百一三條、第五百一四條、第五百一五條、第五百一六條、第五百一七條、第五百一八條、第五百一九條、第五百二〇條、第五百二一條、第五百二二條、第五百二三條、第五百二四條、第五百二五條、第五百二六條、第五百二七條、第五百二八條、第五百二九條、第五百三〇條、第五百三一條、第五百三二條、第五百三三條、第五百三四條、第五百三五條、第五百三六條、第五百三七條、第五百三八條、第五百三九條、第五百四〇條、第五百四一條、第五百四二條、第五百四三條、第五百四四條、第五百四五條、第五百四六條、第五百四七條、第五百四八條、第五百四九條、第五百五〇條、第五百五一條、第五百五二條、第五百五三條、第五百五四條、第五百五五條、第五百五六條、第五百五七條、第五百五八條、第五百五九條、第五百六〇條、第五百六一條、第五百六二條、第五百六三條、第五百六四條、第五百六五條、第五百六六條、第五百六七條、第五百六八條、第五百六九條、第五百七〇條、第五百七一條、第五百七二條、第五百七三條、第五百七四條、第五百七五條、第五百七六條、第五百七七條、第五百七八條、第五百七九條、第五百八〇條、第五百八一條、第五百八二條、第五百八三條、第五百八四條、第五百八五條、第五百八六條、第五百八七條、第五百八八條、第五百八九條、第五百九〇條、第五百九一條、第五百九二條、第五百九三條、第五百九四條、第五百九五條、第五百九六條、第五百九七條、第五百九八條、第五百九九條、第六〇〇條。

第六〇一條  
第六〇二條、第六〇三條、第六〇四條、第六〇五條、第六〇六條、第六〇七條、第六〇八條、第六〇九條、第六一〇條、第六一一條、第六一二條、第六一三條、第六一四條、第六一五條、第六一六條、第六一七條、第六一八條、第六一九條、第六二〇條、第六二一條、第六二二條、第六二三條、第六二四條、第六二五條、第六二六條、第六二七條、第六二八條、第六二九條、第六三〇條、第六三一條、第六三二條、第六三三條、第六三四條、第六三五條、第六三六條、第六三七條、第六三八條、第六三九條、第六四〇條、第六四一條、第六四二條、第六四三條、第六四四條、第六四五條、第六四六條、第六四七條、第六四八條、第六四九條、第六五〇條、第六五一條、第六五二條、第六五三條、第六五四條、第六五五條、第六五六條、第六五七條、第六五八條、第六五九條、第六六〇條、第六六一條、第六六二條、第六六三條、第六六四條、第六六五條、第六六六條、第六六七條、第六六八條、第六六九條、第六七〇條、第六七一條、第六七二條、第六七三條、第六七四條、第六七五條、第六七六條、第六七七條、第六七八條、第六七九條、第六八〇條、第六八一條、第六八二條、第六八三條、第六八四條、第六八五條、第六八六條、第六八七條、第六八八條、第六八九條、第六九〇條、第六九一條、第六九二條、第六九三條、第六九四條、第六九五條、第六九六條、第六九七條、第六九八條、第六九九條、第七〇〇條。

7 法第九十四條第三項（法第五十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合及び法第五十三條において準用する場合を含む。）の規定により清算人の責任を追及する訴えについては、同法第八百五十九條第四項中「第五十五條、第二百二條の二第二項、第二百三條第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條、第四百八十七條、第四百八十八條、第四百八十九條、第五百零一條、第五百零二條、第五百零三條、第五百零四條、第五百零五條、第五百零六條、第五百零七條、第五百零八條、第五百零九條、第五百一〇條、第五百一一條、第五百一二條、第五百一三條、第五百一四條、第五百一五條、第五百一六條、第五百一七條、第五百一八條、第五百一九條、第五百二〇條、第五百二一條、第五百二二條、第五百二三條、第五百二四條、第五百二五條、第五百二六條、第五百二七條、第五百二八條、第五百二九條、第五百三〇條、第五百三一條、第五百三二條、第五百三三條、第五百三四條、第五百三五條、第五百三六條、第五百三七條、第五百三八條、第五百三九條、第五百四〇條、第五百四一條、第五百四二條、第五百四三條、第五百四四條、第五百四五條、第五百四六條、第五百四七條、第五百四八條、第五百四九條、第五百五〇條、第五百五一條、第五百五二條、第五百五三條、第五百五四條、第五百五五條、第五百五六條、第五百五七條、第五百五八條、第五百五九條、第五百六〇條、第五百六一條、第五百六二條、第五百六三條、第五百六四條、第五百六五條、第五百六六條、第五百六七條、第五百六八條、第五百六九條、第五百七〇條、第五百七一條、第五百七二條、第五百七三條、第五百七四條、第五百七五條、第五百七六條、第五百七七條、第五百七八條、第五百七九條、第五百八〇條、第五百八一條、第五百八二條、第五百八三條、第五百八四條、第五百八五條、第五百八六條、第五百八七條、第五百八八條、第五百八九條、第五百九〇條、第五百九一條、第五百九二條、第五百九三條、第五百九四條、第五百九五條、第五百九六條、第五百九七條、第五百九八條、第五百九九條、第六〇〇條。）」と読み替えるものとする。

**附 則 抄**

第一条 この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。  
（出資の割当てを受けることができない者）  
第二条 法附則第八條第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十八條第一項の規定により組織変更（法附則第四條に規定する組織変更をいう。以下同じ。）前の企業組合（中小企業等協同組合法第三條第二項に掲げる企業組合をいう。次條第一項及び第二項において同じ。）から脱退することとなる組合員とする。  
（企業組合の組織変更の登記）  
第三条 企業組合が組織変更をしたときは、法附則第五條第四項第七号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の組合については設立の登記をしなければならない。  
2 商業登記法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第七十八條の規定は組織変更前の企業組合についてする前項の登記について、同法第七十六條及び第七十八條の規定は組織変更後の組合についてする同項の登記について、それぞれ準用する。  
3 組織変更後の組合についてする第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八條に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書  
二 定款  
三 代表権を有する者の資格を証する書面  
四 法附則第六條第三項の規定による公告及び催告（同條第四項の規定により公告を官報のほか中小企業等協同組合法第三十三條第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面  
（特定非営利活動法人の組織変更の登記）  
第四条 前条の規定は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項に規定する特定非営利活動法人が組織変更をした場合について準用する。この場合において、前條第三項第四号中「附則第六條第三項」とあるのは「附則第十九條において準用する法附則第六條第三項」と、「中小企業等協同組合法第三十三條第四項第二号」とあるのは「特定非営利活動促進法第二十八條の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

6 前項の規定は、法第二百二十三條において準用する法第九十四條第二項の規定により連合会の清算人について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項の表第三百八十一條第二項及び第三百八十五條第一項の項中「組合」とあるのは「連合会」と、同表第三百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第三百八十六條第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法第九十四條第二項」とあるのは「労働者協同組合法第九十二條第三項」とあるのは「連合会」と、同表第九十四條第二項」と、「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同項中「労働者協同組合法第五十條」とあるのは「労働者協同組合法第九十八條第一項において準用する同法第五十條」と、「同法第五十條」とあるのは「同法第九十八條第一項において準用する同法第五十條」と読み替えるものとする。